



富田林市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

本市では、お互いを人生のパートナーとして、支え合っていくことを宣誓されたお二人に加え、そのお二人や一方に子どもや親などがいる場合、その関係についても、市として尊重する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しています。

これによって、法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生じるわけではありませんが、この制度によって、すべての人が自分らしく、安心して暮らすことのできるまちづくりをめざしています。

なお、この制度は、LGBTQ当事者に限らず、すべての人を対象としています。
手続きの流れや宣誓ができる方の要件などは、裏面をご覧ください。



●●●●●●●●●● 本制度に関する取組を紹介します ●●●●●●●●●●

親族として利用可能な 行政サービス等	自治体間連携の取組	ALL Yカンパニー 認定制度
本制度の利用者が、親族として 利用できる行政サービス等が あります。 	全国の一部の自治体と連携し、 転居に伴う本制度に関する手 続きの負担を軽減しています。 	ALL Y（アライ・LGBTQ 理解者）としての思いを持つ企 業・団体等を認定しています。 

LGBTQとは、性的マイノリティの人を表す、それぞれの英単語の頭文字をとった造語で、
自認する性や恋愛対象のあり方が多数派と異なる人などのことを言います。
日本でも、約10人に1人（左利きやAB型の人と同程度の割合）が当事者と言われています。

● 手続きの流れ

①事前予約

下記の窓口にご連絡ください。宣誓する日時を調整します。

②パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

予約した日時に、宣誓されるお二人でお越しください。

※ファミリーとして届け出る子どもや親などは、お越しいただかなくても結構です。

③宣誓書受領証の交付

市で提出書類を確認し、宣誓書受領証（※）を交付します。

※A4タイプ1枚、およびカードタイプ2枚（お二人に1枚ずつ）



● 宣誓ができる方の要件

○成年に達していること

○いずれか一方が市民であること、または市内への転入を予定していること

○法律上の婚姻関係にないこと

○他の人とパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を行っていないこと

○宣誓者同士の関係が近親者でないこと

※養子縁組によって近親者となった方は、宣誓できます。

● 必要な書類

○富田林市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

※本市の様式です。市ウェブサイトにも掲載しています。

○住民票の写し、または住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

○独身であることを証明する書類（3か月以内に発行されたもの）

※戸籍個人事項証明書、または独身証明書

○本人確認ができる書類

※顔写真が入った証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

※通称名での宣誓も可能です。通称名を日常的に使っていることがわかる書類（通称名で届いた郵便物など）をご提出ください。

※宣誓書受領証に、家族として子どもや親などの名前の記載を希望する場合、その方の名前や生年月日、関係性などが確認できる書類が必要です。

窓口：富田林市 人権・市民協働課

住所：富田林市常盤町 1-1 ※窓口は、桜ヶ丘町 2-8（すばるホール 4 階）

TEL：0721-25-1000（内線 474） MAIL：jinken@city.tondabayashi.lg.jp

※本市では、LGBTQに関するさまざまな取組を進めています。

